

会第4号

滋賀県職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成24年3月14日

提出者 滋賀県議会議員

佐	藤	健	司
有	村	國	俊
大	野	和	三郎
岩	佐	弘	明
富	田	博	明
川	島	隆	二
野	田	藤	雄
吉	田	清	一

滋賀県職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県職員等の給与に関する条例（昭和32年滋賀県条例第27号）の一部を次のように改正する。

第10条の3第2項第1号中「100分の18」を「100分の17」に改め、同項第2号中「100分の7」を「100分の5.7」に改める。

付則中第15項を削り、第16項を第15項とし、第17項を第16項とする。

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。